

青葉台地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、青葉台地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を青葉台まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、地区住民がふれあいを深めるとともに、絆を強め、安全で明るく住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

(地区ロゴマーク及びイメージキャラクター)

第2条の2 前条の目的を達成するため、青葉台地区の象徴として、地区ロゴマーク及びイメージキャラクターを定める。

- 2 地区ロゴマークは、別表第一のとおりとする。
- 3 イメージキャラクターは、名前を「茶助（ちゃすけ）」とし、別表第二のとおりとする。
- 4 第2項及び第3項で定めたロゴマーク及びイメージキャラクターの著作権は、協議会が保有し、協議会及びその構成団体が使用することができる。又、第三者が使用する場合は、協議会の許可を必要とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表第三に掲げる地縁団体及びボランティア団体等で構成する。

(活動)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 富士市総合計画青葉台地区まちづくりへの提言、要望に関すること
- (2) 地区住民のふれあいの場を作り、その輪を広げるための事業
- (3) 地区の伝統芸能、文化の振興と住民の健康増進に関する事業
- (4) 地区各種団体間の調整及び育成のための事業
- (5) その他、安全で明るい住み良いまちづくりのための事業

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 5名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 理事 若干名
- (7) 顧問、相談役 若干名

(役員を選任)

第6条 役員(部会長を除く)は、総会において選任する。

2 顧問及び相談役は会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。

(4) 会計は、協議会の出納に関する一切の業務を処理する。

(5) 監査は、協議会の経理及び事業の執行を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第9条 協議会に別表第四の左欄に掲げる部会を置く。部会は、同表それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。

2 部会に、部会長1名を置く。

3 部会長は、町内会長がこれにあたる。

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者(本章において、以下「代表者」という。)をもって構成する。

(総会機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び決算報告に関する事項

(2) 地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項

(3) 役員(部会長を除く)の選任に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) 役員会に委任する事項

(6) その他の会長及び協議会が必要と認める事項

(総会開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

- 2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その代表者は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の構成)

第19条 役員会は、次に掲げる役員で構成する。

- (1) 町内会長
- (2) 各種団体代表者
- (3) 顧問及び相談役

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第21条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員の過半数から請求があったとき。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(役員会の定員数)

第23条 役員会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表者」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(経費)

第24条 協議会の経費は、補助金、助成金、町内会費及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第25条 協議会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める団体からの報告をもとに会長が作成し、監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(慶弔及び慰労)

第27条 協議会役員の慶弔及び慰労記念品は、次のとおりとする。

- (1) 役員退任等の場合に、次の区分で記念品を支給する。
 - 一 4年以上： 5,000円
 - 二 6年以上：10,000円
- (2) 現役協議会会員が死亡したときは、遺族に対して10,000円の弔意金を香典とし、並びに生花又は花輪を支給する。
- (3) 現役協議会役員が事故や疾病等により1週間以上の入院をする場合は、見舞金として5,000円を支給する。
- (4) 第1項から第3項に定めるものの他、必要があると認めた場合、正副会長の協議の上、支給を決定する。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第29条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

(情報の公開)

第30条 協議会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から改訂、適用する。

この規約は、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和5年4月1日から適用する。

この規約は、令和6年4月1日から適用する。

この規約は、令和7年4月1日から適用する。